三(1)　役員の氏名の変更

変更前	
変更後	結城　恭昌

(2)　変更年月日

平成二十二年八月一日

○国土交通省告示第千三百一号

住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成十一年法律第八十一号）第四十四条第三項において準用する同法第十条第二項の規定により、登録住宅型式性能認定等機関の役員の氏名の変更の届出があったので、同法第四十四条第三項において準用する同法第十条第三項の規定により、公示する。

平成二十二年十一月二日

国土交通大臣　馬淵　澄夫

一　登録番号

国土交通大臣　7

二　登録住宅型式性能認定等機関の氏名又は名称

日本ＥＲＩ株式会社

三(1)　役員の氏名の変更

変更前	土岐　悦康、小山　隆弘、高野　雅司、清水　敬三
変更後	金澤　秀一、堂山　俊介、深田　良雄

(2)　変更年月日

平成二十二年八月三十日

○国土交通省告示第千三百二号

住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成十一年法律第八十一号）第六十一条第三項において準用する同法第十条第二項の規定により、登録試験機関から役員の氏名等の変更の届出があったので、同法第六十一条第三項において準用する同法第十条第三項の規定により、公示する。

平成二十二年十一月二日

国土交通大臣　馬淵　澄夫

一　登録番号

国土交通大臣　6

二　登録試験機関の氏名又は名称

日本ＥＲＩ株式会社

三(1)　役員の氏名の変更

変更前	土岐　悦康、小山　隆弘、高野　雅司、清水　敬三
変更後	金澤　秀一、堂山　俊介、深田　良雄

(2)　変更年月日

平成二十二年八月三十日

四(1)　試験の業務を行う部門の専任の管理者の氏名の変更

変更前	小山　隆弘
変更後	堂山　俊介

(2)　変更年月日

平成二十二年八月三十日

○国土交通省告示第千三百三号

住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成十一年法律第八十一号）第六十一条第三項において準用する同法第十条第二項の規定により、登録試験機関から役員の氏名の変更の届出があったので、同法第六十一条第三項において準用する同法第十条第三項の規定により、公示する。

平成二十二年十一月二日

国土交通大臣　馬淵　澄夫

一　登録番号

国土交通大臣　1

二　登録試験機関の氏名又は名称

財団法人ベターリビング

三(1)　役員の氏名の変更

変更前	
変更後	結城　恭昌

(2)　変更年月日

平成二十二年八月一日

○国土交通省告示第千三百四号

住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成十一年法律第八十一号）第六十一条第三項において準用する同法第十条第二項の規定により、登録試験機関から役員の氏名の変更の届出があったので、同法第六十一条第三項において準用する同法第十条第三項の規定により、公示する。

平成二十二年十一月二日

国土交通大臣　馬淵　澄夫

一　登録番号

国土交通大臣　9

二　登録試験機関の氏名又は名称

株式会社東京建築検査機構

三(1)　役員の氏名の変更

変更前	澤田　親寛
変更後	

(2)　変更年月日

平成二十二年八月三十一日

○国土交通省告示第千三百五号

住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成十一年法律第八十一号）第六十一条第三項において準用する同法第十条第二項の規定により、登録試験機関から役員の氏名の変更の届出があったので、同法第六十一条第三項において準用する同法第十条第三項の規定により、公示する。

平成二十二年十一月二日

国土交通大臣　馬淵　澄夫

一　登録番号

国土交通大臣　13

二　登録試験機関の氏名又は名称

財団法人日本住宅・木材技術センター

三(1)　役員の氏名の変更

変更前	國井　常夫、檜垣　宮都、石田　孝次、速水　亨
変更後	林　正博、飯島　倫明

(2)　変更年月日

平成二十二年八月二十三日